

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第三十一号

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例を

廃止する条例

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。